

第 9 期広島市高齢者施策推進プラン 各 論（案）

令和 5 年 1 1 月 1 4 日

広島市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会

施策の柱 1 高齢者がいきいきと暮らしていくための活動の促進

《取組内容》

(1) 健康づくりと介護予防の促進

重点施策 Iに掲載

(2) 生きがいのづくりの支援

① 外出・交流の促進

- 高齢者同士、あるいは、高齢者と地域住民とのふれあいや交流の場である地域高齢者交流サロンについて、運営に係る補助や活動団体向けの研修会などを行い設置・運営を促進します。また、高齢者が気軽に通える身近な場所に、地域に開かれた住民運営の介護予防拠点の設置を促進するとともに、その運営を支援します。
- 高齢者による健康づくり・介護予防活動やボランティア活動等への参加にインセンティブを付与することにより各活動を奨励する「高齢者いきいき活動ポイント事業」を実施し、高齢者の社会参加を的確かつ効果的に促進します。
- 身体的状況により外出が困難な要支援・要介護高齢者の外出機会の創出を支援するため、タクシー等を利用する際の交通費を助成します。

② 生涯学習、文化・スポーツ活動の振興

- 市社会福祉協議会が行う「シニア大学・シニア大学院」を支援することにより、高齢者の社会参加、生涯学習機会の場の提供等を行います。
- 市文化財団等と連携して「高齢者作品展」の開催や「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」への市代表選手団の派遣支援などを行い、高齢者の日頃の活動成果を発表する機会を設けます。
- 公民館や区スポーツセンター、老人福祉センター等における広報などでの情報提供及び活動の場の提供を行い、生涯学習、文化・スポーツ活動の振興に取り組みます。

③ 市民の高齢者への理解の促進

- 高齢者の長寿を祝福し、敬老の意を表するとともに、高齢者福祉についての市民の理解を促進するため、百歳高齢者等に対して祝状や記念品の贈呈などを行います。
- 市社会福祉協議会が行う青少年や企業を対象とした福祉教育・福祉体験講座の開催を支援するなど市民の高齢者への理解を促進します。
- 高齢者が人生の最期まで自分らしい生活を送ることができるよう、これまでの人生を振り返り、本人の希望や思いを整理し、家族や大切な人に伝えることなどの取組に係る普及・啓発を行います。

(3) まちの活性化につながる多様な活動の促進

① 就業などの社会参加の促進

- 高年齢者の就業やその他の社会参加活動を推進している市シルバー人材センターを支援

するとともに、定年退職等を機に新規就農を希望する者や農家出身で帰農を希望する者を対象に栽培技術・出荷研修を行うなど、希望する勤務形態や働きたい職場環境などの多様なニーズに応じた就業を促進します。

- 高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を活かし、いきいきと活躍できるよう、市社会福祉協議会が市総合福祉センター内に設置した「シニア応援センター」において、相談者の希望に応じて、職業紹介をはじめ、シルバー人材センターやボランティア活動の紹介などを行い、高齢者に社会参加・社会貢献の機会を提供します。

このほか、各区に設置した就労支援窓口においてハローワークと一体的となった就労支援を実施するなど、就労への支援体制の充実などに取り組みます。

- 働く意欲のある人々が集い、みんなで出資して経営に参画し、人と地域に役立つ仕事に取り組む労働形態である「協同労働」によって、高齢者等の働く場や生きがいの創出を図ります。

② 地域活動の促進

- 町内会・自治会、地区社会福祉協議会等が、自主的・継続的に行う地域コミュニティの活性化に資する取組を支援します。
- 広島市地域コミュニティ活性化ビジョンに基づき、概ね小学校区を活動範囲とした地域を代表する組織として、地域の実情に応じて、地区社会福祉協議会や連合町内会・自治会などの多様な主体が連携しながら、地域の情報・将来像の共有や、地域課題の解決に向けた様々な活動の企画・検討、広報等に取り組む広島型地域運営組織「ひろしまLMO」の構築に向けた支援などを行います。
- 「ひろしまLMO」を普及・定着させるとともに、将来にわたり持続可能な地域コミュニティの実現を目指すため、ワークショップの開催など、「地域コミュニティ活性化推進条例（仮称）」の制定に向けた取組を推進します。
- 各種情報の発信や各種講座の開催を通じて地域を支える活動を担う人材育成などを行います。
- 町内会・自治会や老人クラブなどにおいて、高齢者が自主的・自発的な市民活動に取り組めるよう、賠償事故、傷害事故を対象とする市民活動保険制度を実施し、その活動を支援します。

施策の柱2 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための環境づくり

《取組内容》

(1) 見守り支え合う地域づくりの推進

重点施策Ⅱに掲載

(2) 生活環境の充実

① 高齢者向け住まいの確保

- 高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録を促進します。また、これらの住宅への円滑な入居のため、セーフティネット登録住宅、居住支援サービス及び居住支援法人（住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供や見守りなどの生活支援等を実施する団体）などの情報を住宅確保要配慮者に提供するなど、住宅確保要配慮者が入居しやすい環境整備に取り組みます。
- 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの適正な運営やサービスの質を確保するため、立入検査や指導を行うとともに、特別養護老人ホーム及び認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）について、必要な定員数の確保に努めるほか、住宅のバリアフリー化の支援を行います。
- 高齢者自らのライフスタイル、収入の状況などに合わせた住まいの選択に資するよう、関係機関等と連携しながら、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の詳細なサービスの内容等に関する情報提供を行います。
- 養護老人ホームや特別養護老人ホームは、老朽化が進んでいる施設が多いことから、老朽改築及び大規模修繕に対して補助金を交付し、入所者の安全の確保や居住環境の改善に取り組みます。
- 家庭環境や経済的な理由などで在宅生活が困難な高齢者の住まいを確保するため、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの運営に対する支援を行います。

② 福祉のまちづくりの推進

- 多くの市民が利用する公共施設や民間施設のバリアフリー設備の整備状況についての情報を掲載した「広島市バリアフリーマップ」の提供や、高齢者等の車の乗降等に配慮を要する人が安心して駐車できるようにするための「広島県思いやり駐車場利用証交付制度」の普及など、福祉のまちづくりをソフト面から推進します。
- 本市の施設について、「広島市公共施設福祉環境整備要綱」に基づき、建築物、道路、公園、駐車場のバリアフリー化を推進します。
- 公共交通について、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、国が定めた公共交通のバリアフリー化の整備目標に向けて、交通施設のバリアフリー化や低床低公害バス及び低床路面電車の導入などを促進します。
- 高齢者の生活交通の維持・確保を図るため、必要なバス路線の運行経費の一部を補助するとともに、地域が主体となって乗合タクシー等を導入する取組に対して、助言や補助などの支援を行います。

(3) 権利擁護の推進

① 成年後見制度の利用促進（権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化）

重点施策Ⅴ ⑤に掲載

② 高齢者虐待防止の推進

重点施策Ⅴ ⑤に掲載

(4) 暮らしの安全対策の推進

① 交通事故防止対策の推進

- 老人クラブ等を対象とした参加・体験型の交通安全教室の開催などにより、高齢者が交通事故に遭遇しないための交通安全意識の高揚を図ります。
- 交通事故が多発している交差点の改善や見やすく分かりやすい道路標識の設置などの交通安全対策に取り組み、高齢者が運転者として交通事故に遭遇しないための環境の整備を進めます。
- このほか、本市の交通安全に関する計画である「広島市交通安全計画」に掲げた各種施策を推進し、高齢者のための交通事故防止対策に努めます。

② 犯罪の起こりにくい安全なまちづくりの推進

- 高齢者が犯罪被害に遭わないために、高齢者をねらった特殊詐欺などの犯罪情報の提供、防犯講習会や出前講座の実施、防犯対策及び防犯活動に関する相談体制の充実など、分かりやすい防犯意識の啓発や相談体制の充実を図ります。
- 街路灯の整備や「一家一事業所一点灯運動」の推進など、犯罪が起こりにくい安全な環境づくりに取り組みます。
- このほか、本市の安全なまちづくりの推進に関する計画である「広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画」に掲げた各種施策を推進し、高齢者が犯罪に遭わない安全なまちづくりに取り組みます。

③ 消費者施策の推進

- 消費者被害に関する相談に対し、消費生活センターにおいて助言や相談者と事業者の間に入り交渉を行うあっせんを実施するなどの対応を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携して消費者被害の適切かつ早期の解決に努めます。
- 自ら消費者被害を予防することが困難な高齢者が、地域で安心して暮らせるよう、消費者被害の防止等につながる講座やパンフレットの配布等による情報提供を行います。また、地域団体等と連携した見守り体制を活用するとともに、地域での消費者被害の防止等の担い手となる消費生活サポーターや消費生活協力団体の拡充を図ります。
- 地域での消費者教育の担い手として期待される消費者団体や高齢者の見守り活動を実施する団体等の活動がより活発になるよう、消費者被害の防止に関する講座や情報提供等を行うとともに、消費者団体への教育活動に対する支援等を行います。
- 判断能力が不十分または意思や権利を主張することが困難な高齢者の権利を擁護するよう、財産侵害から保護する制度等を周知し、その利用促進を図ります。
- 高齢者の消費生活に関わるトラブルや悩みについては、消費生活センターがその解決に向けた助言等を行う機関であることを周知し、相談に導くよう、消費生活センターの業務内容や消費者被害に関する情報等を様々な広報媒体を活用し情報提供を行うとともに、消費者団体等と連携した啓発活動の拡充を図ります。
- このほか、本市の消費者施策に関する計画である「第3次広島市消費生活基本計画」に掲げた各種施策を推進し、高齢者の消費生活の安定と向上を図ります。

④ 防災対策の推進

- 高齢者を火災の被害から守るため、火災予防運動や出前講座、高齢者世帯への住宅防火訪問の実施などにより、火災予防に関する意識啓発などを行います。
- 広島市防災行政無線や広島市防災情報メール配信システム、携帯電話事業者が提供する緊急速報メールなどを活用した情報伝達体制の充実を図ります。
- 災害時に自力での避難が困難である高齢者等の避難行動要支援者について、地域で避難支援に携わる自主防災組織や町内会・自治会などと連携し、地域の実情に応じた避難支援に係る取組を支援します。
- 福祉的配慮が必要な高齢者等が安心して避難生活を送ることができるよう、福祉避難所の設置を推進します。
- このほか、「広島市地域防災計画」に掲げる各種施策を実施することで、防災・減災の取組を推進します。

施策の柱3 援護が必要な方々が安心して暮らせるための施策の充実

《取組内容》

(1) 質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりの推進

重点施策Ⅲに掲載

(2) 介護保険事業の円滑な実施と持続可能性の確保

① 介護給付の適正化の取組の推進

- 介護サービス事業者の指定申請等について厳正な審査を実施するとともに、介護サービス事業者に対する運営指導、集団指導や、介護報酬請求の内容を点検する「レセプトチェック」などによって、介護サービス事業者の指導監督に取り組みます。また、介護サービスの利用を誘導する囲い込みや過剰な介護サービスの提供の防止を念頭に、関係指導部署が連携し、適切なサービスが提供されるよう事業者の指導を行います。
- 認定調査員や介護認定審査会委員に対して定期的に研修を実施するとともに、市からの委託により事業者等が行う認定調査の内容を点検するなど、要支援・要介護認定の適正化に取り組みます。
- 居宅介護支援事業所等を訪問し適切なケアプランであるか点検する「ケアプラン点検」や、ケアマネジャー（介護支援専門員）に対する業務支援や研修等を実施することで、ケアマネジャー（介護支援専門員）のスキルの向上を図り、自立支援・重度化防止に資する適切なケアマネジメントを推進します。
- 福祉用具購入・貸与について、利用者が適切な福祉用具を選択するために必要な情報が入手できるような環境整備に取り組むなど、福祉用具の介護給付の適正化に努めます。
- 受給者の状態に適した住宅改修となるよう、専門的な知識を有する建築士による訪問調査等の実施に引き続き取り組みます。

② 情報提供及び相談・苦情解決体制の充実

- 介護事業所が提供するサービス内容など、利用者やその家族への情報提供の充実を図るとともに、区福祉課や地域包括支援センターなどで、高齢者やその家族等からの介護保険に関する相談や苦情に適切に対応します。

③ 低所得者対策等の実施

- 災害の被害を受けた人や失業等により収入が著しく減少した人等の保険料及び利用者負担を軽減・減免するほか、重度心身障害者や低所得者の利用者負担の軽減を行います。

(3) 在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進

重点施策Ⅳに掲載

(4) 認知症施策の推進

重点施策Ⅴに掲載

(5) 被爆者への援護

① 被爆者への健康診断等の実施

- 年2回の定期健康診断に加え、希望者への年2回の健康診断（うち1回はがん検診へ変更可）を実施するとともに、精密な検査が必要な人には精密検査を行います。さらに、健康づくりセンターにおいて、骨粗しょう症検診を実施します。

また、健康診断（一般検査、がん検診及び精密検査）を受診した際、一定要件を満たす場合には、受診機関までの交通手当を支給します。

② 被爆者からの相談対応

- 各区地域支えあい課に配置した被爆者相談員が健康や生活等に不安を持つ被爆者の相談に応ずるとともに、介護を要する状態にある被爆者などには必要に応じて家庭訪問を行います。また、原爆被害対策部援護課で、専用の被爆者相談ダイヤルを設け電話相談を受けます。

③ 被爆者の日常生活の支援

- 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づく介護手当の支給を行うとともに、介護保険サービスの利用料に対する助成を行います。
- 健康づくりや福祉制度に関する知識の普及のため、区地域支えあい課で健康づくり教室や交流会を実施します。また、ひとり暮らしの被爆者を対象に、市内の公衆浴場を利用した「お風呂の日」を実施し、孤立の予防や心身の健康づくり、生きがいに努めます。
- 広島原爆被爆者療養研究センター（神田山荘）のクアハウスを利用し、温泉療法や運動指導等を実施することによって、被爆者の健康増進、疾病予防等に努めます。
- 居宅において養護を受けることが困難な被爆者に対し、原爆養護ホーム（一般養護ホームと特別養護ホーム）において、生活指導その他日常生活の世話などを行うとともに、在宅の被爆者に対して、日帰り介護（デイサービス）と短期入所生活介護（ショートステイ）を実施します。